

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令（平成二年政令第二百五十八号）

改正案	現行
<p>（特定手続の記録事項）</p> <p>第八条 法第六条第一項の規定により電子情報処理組織の使用に代えて磁気ディスクの提出により特定手続を行う者は、経済産業省令で定めるところにより、当該特定手続につき規定した特許等関係法令の規定において書面に記載すべきこととされている事項を記録した磁気ディスクを特許庁に提出しなければならない。</p>	<p>（特定手続の記録事項）</p> <p>第八条 法第六条第一項の規定により電子情報処理組織の使用に代えて磁気ディスクの提出により特定手続を行う者は、経済産業省令で定めるところにより、当該特定手続につき規定した特許等関係法令の規定において書面に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスクを特許庁に提出しなければならない。</p>